

一九五四年四月五日
第三種郵便物認可
(週二回発行、金)

公 報

第九十四号

一九五五年

十一月二十五日

目 次

立 法

○電 波 法

○自動車税法の一部を改正する立法

○煙草消費税法の一部を改正する立法

警 察 局 規 則

○警察官の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

告 示

○野国縣管甘藷伝米三百五十年記念四四郵便切手の発行

○航路補助金算定規程

○民有林野造林補助金交付規程の一部改正

○樹苗養成補助金交付規程の一部改正

○結核予防事業に対する補助金交付規程

頁

1

14

14

15

16

16

17

22

23

○野国縣管甘藷伝米三百五十年記念特殊通信日附印の使用

26

○一九五五年臨時國勢調査費交付規程

26

立 法

・立法院の議決した電波法に署名し、ここに公布する。

一九五五年十一月二十五日

行政主席 比嘉 秀平

立法第八十号

電 波 法

第一章 總 則

(目 的)

第一条 この立法は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

(定 義)

第二条 この立法及びこの立法に基く規則の規定の解釈に關しては、左の定義に従うものとする。

一 「電波」とは、十キロサイクルから三百メガサイクルまでの周波数の電磁波をいう。

二 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。

三 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。

四 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。

五 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。

六 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。

七 「放送局」とは、放送を目的として開設する無線局をいう。

八 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であつて、行政主席の免許を受けたものをいう。

(電波に關する条約)

第三条 電波に關し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第二章 無線局の免許

(無線局の開設)

第四条 無線局を開設しようとする者は、行政主席の免許を受けなければならない。但し、発射する電波が著しく微弱な無線局で規則で定めるものについては、この限りでない。

2 公衆通信業務(無線設備を用いて他人の通信を媒介し、その他無線設備を他人の通信の用に供する業務であつて、規則で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。)を行うことを目的とする無線局は、政府でなければ、開設することができない。但し、第十七条の許可を受けた場合及び規則で定める場合は、この限りでない。

(欠格事由)

第五条 左の各号の一に該当する者は、無線局の免許を与えない。

一 琉球に本籍を有しない者

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の一以上の以上を占めるもの

2 前項の規定は、左に掲げる無線局については、適用しない。

一 実験無線局(科学又は技術の発達のための実験に專用する無線局をいう。以下同じ。)

二 琉球船舶規則(一九五五年琉球列島米国民政府布令第四百十八号)に規定する船舶の無線局

左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

一 この立法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過

3 船舶局(船舶の無線局をいう。 四 放送区域 三 放送事項 二 事業計画及び事業収支見積 一 前項第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項	2 放送局の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、行政主席に提出しなければならない。 九 運用開始の予定期日 八 無線設備の工事費及び無線局の運用費の交付方法 七 無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日 六 希望する運用許容時間(運用することができるとする時間をいう。以下同じ。) 五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 四 無線設備の設置場所 三 通信の相手方及び通信事項 二 開設を必要とする理由 一 目的	二 無線局の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者 (免許の申請) 第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、行政主席に提出しなければならない。 一 目的 二 開設を必要とする理由 三 通信の相手方及び通信事項 四 無線設備の設置場所 五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 六 希望する運用許容時間(運用することができるとする時間をいう。以下同じ。) 七 無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日 八 無線設備の工事費及び無線局の運用費の交付方法 九 運用開始の予定期日	しない者 二 無線局の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者 (免許の申請) 第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、行政主席に提出しなければならない。 一 目的 二 開設を必要とする理由 三 通信の相手方及び通信事項 四 無線設備の設置場所 五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 六 希望する運用許容時間(運用することができるとする時間をいう。以下同じ。) 七 無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日 八 無線設備の工事費及び無線局の運用費の交付方法 九 運用開始の予定期日
二 電波の型式及び周波数 一 工事落成の期限	2 行政主席は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に用頭又は資料の提出を求めることができる。 (予備免許) 第八条 行政主席は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第一項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、左に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。 一 工事落成の期限 二 電波の型式及び周波数	以下同じ。の免許を受けようとする者は、第一項の書類に同項に掲げる事項の外、その船舶の所有者、用途、総トン数、旅客船であるときは旅客定員、航行区域、主たる停泊港及び信号符子をあわせて記載しなければならない。 (申請の審査) 第七条 行政主席は、前条の申請書を受け受理したときは、遅滞なくその申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。 二 周波数の割当が可能であること。 三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。 四 前三号に掲げるものの外、規則で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること。	以下同じ。の免許を受けようとする者は、第一項の書類に同項に掲げる事項の外、その船舶の所有者、用途、総トン数、旅客船であるときは旅客定員、航行区域、主たる停泊港及び信号符子をあわせて記載しなければならない。 (申請の審査) 第七条 行政主席は、前条の申請書を受け受理したときは、遅滞なくその申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。 二 周波数の割当が可能であること。 三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。 四 前三号に掲げるものの外、規則で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること。
第十一条 第八条第一項第一号の期限(同条第二項の規定による期限の延長)	第十條 第八條の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を行政主席に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格及び員数について検査を受けなければならない。 (落成後の検査) 第十條 第八條の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を行政主席に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格及び員数について検査を受けなければならない。	三 呼出符号(標識符号を含む。以下同じ。) 四 空中線電力 五 運用許容時間 2 行政主席は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前項第一号の期限を延長することができる。 (工事設計の変更) 第九条 前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ行政主席の許可を受けなければならない。但し、規則で定める軽微な事項については、この限りでない。 2 前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を行政主席に届け出なければならない。 3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更をきたすものであつてはならず、且つ、第七條第一項第一号の技術基準に合致するものでなければならない。	三 呼出符号(標識符号を含む。以下同じ。) 四 空中線電力 五 運用許容時間 2 行政主席は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前項第一号の期限を延長することができる。 (工事設計の変更) 第九条 前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ行政主席の許可を受けなければならない。但し、規則で定める軽微な事項については、この限りでない。 2 前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を行政主席に届け出なければならない。 3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更をきたすものであつてはならず、且つ、第七條第一項第一号の技術基準に合致するものでなければならない。
第十四條 行政主席は、免許を与えたときは、免許状を交付する。 2 免許状には、左に掲げる事項を記載しなければならない。 一 免許の年月日及び免許の番号 二 免許人(無線局の免許を受けた	2 琉球船舶規則に規定する船舶の船舶局(以下「義務船舶局」という。)の免許の有効期間は、前項の規定にかかわらず、無期限とする。 (免許状) 第十四條 行政主席は、免許を与えたときは、免許状を交付する。 2 免許状には、左に掲げる事項を記載しなければならない。 一 免許の年月日及び免許の番号 二 免許人(無線局の免許を受けた	(免許の有効期間) 第十三條 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年(放送局については、三年)をこえない範囲内において規則で定める。但し、再免許を妨げない。 2 琉球船舶規則に規定する船舶の船舶局(以下「義務船舶局」という。)の免許の有効期間は、前項の規定にかかわらず、無期限とする。 (免許状) 第十四條 行政主席は、免許を与えたときは、免許状を交付する。 2 免許状には、左に掲げる事項を記載しなければならない。 一 免許の年月日及び免許の番号 二 免許人(無線局の免許を受けた	長があつたときは、その期限)経過後二週間以内に前条の規定による届出がないときは、行政主席は、その無線局の免許を拒否しなければならない。 (免許の附号) 第十二條 行政主席は、第十条の規定による検査を行った結果、その無線設備が第六條第一項第七号又は同条第二項第一号の工事設計(第九條の規定による変更があつたときは、変更があつたもの)に合致し、且つ、その無線従事者の資格及び員数が第四十一條及び第五十一條の規定に違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。 (免許の有効期間) 第十三條 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年(放送局については、三年)をこえない範囲内において規則で定める。但し、再免許を妨げない。 2 琉球船舶規則に規定する船舶の船舶局(以下「義務船舶局」という。)の免許の有効期間は、前項の規定にかかわらず、無期限とする。 (免許状) 第十四條 行政主席は、免許を与えたときは、免許状を交付する。 2 免許状には、左に掲げる事項を記載しなければならない。 一 免許の年月日及び免許の番号 二 免許人(無線局の免許を受けた

者をいう。以下同じ。の氏名又は名称 三 無線局の種類別 四 無線局の目的 五 通信の相手方及び通信事項 六 無線設備の設置場所 七 免許の有効期間 八 呼出符号又は呼出名称 九 電波の型式及び周波数並びに発振及び変調の方式 十 空中線電力 十一 空中線の型式及び構成 十二 運用許可時間 三 放送局の免許状には、前項の規定にかかわらず、左に掲げる事項を記載しなければならない。 一 前項第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までに掲げる事項 二 放送事項 三 放送区域 (再免許の手續) 第十五条 第十三条第一項但書の再免許については、第六条及び第八条から第十二号までの規定にかかわらず、規則で定める簡易な手續によることができる。 (運用開始の届出) 第十六条 免許人は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を行政主席に届け出なければならない。 (変更等の許可) 第十七条 免許人は、公衆通信業務の	委託を受けようとするときは、無線局の目的の変更について、行政主席の許可を受けなければならない。 第十八条 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ行政主席の許可を受けなければならない。放送局の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも同様とする。 二 第九条第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定により無線設備の変更の工事をする場合に準用する。 (変更検査) 第十九条 前条第一項の規定により、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、行政主席の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。 (周波数等の変更の申請) 第二十条 免許人は、呼出符号若しくは呼出名称、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許可時間の指定の変更を、行政主席に申請することができる。 (免許の承継) 第二十一条 免許人について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併によ	り設立された法人は、免許人の地位を承継する。 二 無線局の免許人がその無線局の管理運営を他人に委託したことにより若しくはその委託を解除したことによつて無線局を運用する者に変更があつたときは、変更後無線局を運用する者は、免許人の地位を承継する。 三 船舶局のある船舶について船舶の所有権の移転又は、船契約の設定、変更若しくは解除により船舶を運行する者に変更があつたときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。 四 前三項の規定により免許人の地位を承継した者は、規則で定める書類を添えて、遅滞なくその旨を行政主席に届け出なければならない。 (免許状の訂正) 第二十二条 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を行政主席に提出し、訂正を受けなければならない。 (廃止及び休止) 第二十三条 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を行政主席に届け出なければならない。無線局の運用を一個月以上休止するときも同様とする。 第二十四条 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。 (免許状の返納)	第二十五条 免許がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、一個月以内にその免許状を返納しなければならない。 (無線局の公示) 第二十六条 行政主席は、免許をしたときは、その無線局について、規則で定める事項を公示する。 (免許の特例) 第二十七条 外国において取得した船舶の無線局については、行政主席は、第六条から第十四号まで及び前条の規定によらないで免許を与えることができる。 二 前項の規定による免許は、その船舶が琉球の目的港に到着した時に、その効力を失う。 第三章 無線設備 (電波の質) 第二十八条 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、規則で定めるところに適合するものでなければならない。 (受信設備の条件) 第二十九条 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が規則で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。 (安全施設) 第三十条 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、規則で定める施
---	---	--	--

設をしなければならない。

(周波数測定装置の備えつけ)

第三十一条 規則で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の二分の一以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。

(計器及び予備品の備えつけ)

第三十二条 船舶局の無線設備には、その操作のために必要な計器及び予備品であつて、規則で定めるものを備えつけなければならない。

(非常灯、送話管等の備えつけ)

第三十三条 船舶局の通信室には、非常灯を備えつけなければならない。

2 船舶局の通信室が航海船橋以外の場所にあるときは、航海船橋との間に送話管若しくは電話又はこれらに代る連絡設備を備えつけなければならない。

(義務船舶局の条件)

第三十四条 義務船舶局の無線設備は、受信に際し外部の機械的雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができると高い場所と設けなければならない。但し、琉球船舶規則に規定する船舶に施設する無線設備であつて規則で定めるものについては、この限りでない。

第三十五条 義務船舶局の無線電信の主送信設備は、規則で定める有効通達距離をもつものでなければならない。

第三十六条 義務船舶局の無線電信に

は、規則で定める条件に適合する補助設備を備えなければならない。但し、琉球船舶規則に規定する船舶に施設する無線電信であつて、規則で定めるものについては、この限りでない。

第三十七条 義務船舶局であつて、琉球船舶規則の規定により無線電話を備えつけたものの送信設備は、規則で定める有効通達距離をもつものでなければならない。

(無線設備の機器の検定)

第三十八条 第三十一条の規定により備えつけなければならない周波数測定装置、船舶に施設する緊急自動受信機、琉球船舶規則の規定により船舶に備えなければならない救命艇用携帯無線電信及び規則で定める無線方位測定機は、その型式について、行政主席の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。

(その他の技術基準)

第三十九条 無線設備(放送の受信のみを目的とするものを除く。)は、この章に定めるものの外、規則で定める技術基準に適合するものでなければならない。

第四章 無線従事者

(無線設備の操作)

第四十条 無線局の無線設備の操作は、次条の定めるところにより、無線従事者でなければ、行つてはならない。但し、船舶が航行中であるため無線従事者を補充することができな

いとき、その他規則で定める場合は、この限りでない。

(無線従事者の資格及び従事範囲)

第四十一条 無線従事者の資格は、左

無線従事者の資格

行ふことができる無線設備の操作

第一級無線通信士

無線設備の通信操作
船舶に施設する無線設備の技術操作
陸上に施設する空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作
陸上に開設する無線航行局(電波を利用して航行中の船舶若しくは航空機の位置若しくは方向を決定し、又は船舶若しくは航空機の航行の障害物を探知するために開設する無線局をいう。以下同じ。)の無線設備の技術操作

第二級無線通信士

国内通信のための無線設備の通信操作
東は東経百七十五度、西は東経百十三度、南は北緯二十一度、北は北緯六十三度の線によつて囲まれた区域内における国際通信のための船舶局の無線設備の通信操作
第一級無線通信士の指揮の下に行う国際通信のための無線設備の通信操作
船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線電信及び百五十ワット以下の無線電話の技術操作
陸上に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び七十五ワット以下の無線電話(放送局の無線電話を除く。)の技術操作
陸上及び船舶に開設する無線航行局の無線設備であ

	つて、三万キロサイクルをこえる周波数を使用するものの技術操作
無線従事者の資格	行うことができる無線設備の操作
第三級無線通信士	第一級無線通信士又は第二級無線通信士の指揮の下に行う国内通信のための無線設備の通信操作 漁船に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び百ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作 漁業用の海岸局（船舶局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）の空中線電力百二十五ワット以下の無線電信及び五十ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作
電話級無線通信士	船舶に施設する空中線電力百ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作 漁業用の海岸局の空中線電力五十ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作
第二級無線技術士	無線設備の技術操作
第一級無線技術士	第一級無線技術士の指揮の下に行う無線設備の技術操作 空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作 無線航行局の無線設備の技術操作
	第一級無線技術士又は第二級無線技術士の指揮の下に行う無線設備の技術操作

第三級無線技術士	空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び七十五ワット以下の無線電話（放送局の無線電話を除く。）の技術操作
無線航行局の無線設備であつて、三万キロサイクルをこえる周波数を使用するものの技術操作	
特殊無線技術士	規則で定める無線設備の操作

（免許）	第四十二条 無線従事者にならうとする者は、前条の資格別に行う無線従事者資格試験に合格し、規則の定めるところにより行政主席の免許を受けなければならない。
（免許を与えない場合）	第四十三条 左の各号の一に該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。 一 第九章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二 無線従事者の免許を取り消され、取消の日から二年を経過しない者 三 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者
（無線従事者原簿）	第四十四条 行政主席は、無線従事者原簿を備えつけ、免許に関する事項を記載する。
（免許の有効期間）	第四十五条 無線従事者の免許の有効期間は、免許の日から起算して五年とする。
（免許の更新）	第四十六条 無線従事者は、同一の資格について免許の更新を申請することができる。 2 前項の申請をした者が、左の各号の一に該当するときは、行政主席は、無線従事者資格試験を行わなければならない。 一 免許の有効期間中通算して一年以上当該免許に係る業務に従事し、この立法若しくはこの立法に基く規則又はこれらに基く処分違反しなかつた者 二 免許の更新の申請前一年以内に六箇月以上当該免許に係る業務に従事し、この立法若しくはこの立法に基く規則又はこれらに基く処分違反しなかつた者 3 第一項の申請をした者が前項各号に該当しない場合であつても、行政主席は、申請者の無線設備の操作に関する業務の経歴及び成績によつ

て、無線従事者資格試験の全部又は一部を免除することができる。 4 免許の更新については、第四十三条及び前条の規定を準用する。 (無線従事者資格試験) 第四十七条 無線従事者資格試験は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について行う。 第四十八条 無線従事者資格試験は、第四十一条の資格別に、毎年少くとも一回行政主席が行う。 第四十九条 無線従事者資格試験に關して不正の行為があつたときは、行政主席は、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることができ、この場合においては、なお、		その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。 (規則への委任) 第五十条 第四十二条から前条までに規定するものの外、免許の申請、免許証の交付、再交付及び返納その他無線従事者の免許に關する手続的事項並びに試験科目、受験手続その他無線従事者資格試験の実施細目は、規則で定める。 (通信長の配置等) 第五十一条 左の表の上欄に掲げる船舶無線電信局には、通信長(船舶通信士の長をいう。)としてそれぞれ下欄に掲げる無線通信士を配置しなければならない。	
船舶無線電信局 第一種局 (総トン数三千トン以上の旅客船及び総トン数五千五百トンをこえる旅客船以外の船舶の船舶無線電信局をいう。以下同じ。)	無線通信士 通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、且つ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者 船舶無線電信局においては第二級無線通信士として五年以上業務に従事し、且つ、船舶無線電信局において第一級無線通信士として一年以上業務に従事した者であつて現に第一級無線通信士の免許を受けている者	第二種局 甲 (琉球船舶規則に規定する船舶であつて総トン数三千トン未満五百トン以上の旅客船又は総トン数五千五百トン以下六百トン以上の旅客船以外の船舶の船舶無線電信局をいう。以下同じ。)	通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、且つ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者 通信長となる前十五年以内に海岸局又は船舶無線電信局において第二級無線通信士として三年以上業務に従事し、且つ、船舶無線電信局において第一級無線通信士として六箇月以上業務に従事した者であつて、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第三種局 甲 (総トン数千六百トン未満五百トン以上の旅客船以外の琉球船舶規則に規定する船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱わないものをいう。以下同じ。)	第一級無線通信士又は第二級無線通信士の免許を受けている者 通信長となる前十五年以内に漁業用海岸局又は船舶無線電信局において第三級無線通信士として一年以上業務に従事し、且つ、現に第三級無線通信士の免許を受けている者		

第三種局 乙

(第一種局、第二種局及び第三種局甲に該当しない船舶無線電信局をいう。以下同じ。)

第一級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士、電話級無線通信士又は特殊無線技士(超短波海上無線電話、中短波海上無線電波)の免許を受けている者

2

行政主席は、前項に規定するものの外、必要があると認めるときは、規則により、無線局に配置すべき無線従事者の資格別員数を定めることができる。

(選解任届)

第五十二条 無線局の免許人は、無線従事者を選任又は解任したときは、選解任届を行政主席に届け出なければならない。

第五章 運用

第一節 通 則

(目的外使用の禁止等)

第五十三条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送局については放送事項)の範囲をこえて運用してはならない。但し、左に掲げる通信については、この限りでない。

一 遭難通信

(船舶が重大且つ、急迫の危険に陥つた場合に遭難信号を前記して行う無線通信をいう。以下同じ。)

二 緊急通信

(船舶が重大且つ、急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊

急の事態が発生した場合に緊急信号を前記して行う無線通信をいう。以下同じ。)

三 安全通信

(船舶の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前記して行う無線通信をいう。以下同じ。)

四 非常通信

(地震、台風、洪水、津波、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)

五 放送の受信

六 その他規則で定める通信

第五十四条 無線局を運用する場合において、呼出符号又は呼出名称、電波の型式、周波数、発振及び変調の方式並びに空中線の型式及び構成は、免許状に記載されたところによらなければならない。但し、遭難通

信については、この限りでない。

第五十五条 無線局を運用する場合において、空中線電力は、免許状に記載されたものの範囲内で通信を行うため必要最小のものでなければならぬ。但し、遭難通信については、この限りでない。

第五十六条 無線局は、第八条第一項の規定により指定する運用許容時間内でなければ、運用してはならない。但し、第五十三条各号に掲げる通信を行う場合及び規則で定める場合は、この限りでない。

(混信等の防止)

第五十七条 無線局は、他の無線局にその運用を妨害するような電波その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、第五十三条第一号から第四号までに掲げる通信については、この限りでない。

(擬似空中線回路の使用)

第五十八条 無線局は、左に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

一 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。

(実験無線局の通信)

第五十九条 実験無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

(秘密の保護)

第六十条 何人も立法に別段の定めがある場合を除く外、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受して

その存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

(時計、業務書類等の備えつけ)

第六十一条 無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他規則で定める書類を備えつけておかなければならない。

(通信方法等)

第六十二条 無線局の呼出又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに補助設備、救命艇の無線設備、方位測定装置及び緊急自動受信機の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、規則で定める。

第二節 海岸局及び船舶局の運用

(船舶局の運用)

第六十三条 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。但し、受信装置のみを運用するとき、第五十三条各号に掲げる通信を行うとき、その他規則で定める場合は、この限りでない。

2 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

ならない。

(運用義務時間)

第六十四条 左の表の上欄に掲げる船舶局は、その船舶の航行中は、それぞれ同表の下欄に掲げる運用義務時間

局	種	運用義務時間
第一種局	常時	時
第二種局甲		一日十六時間
第二種局乙		一日八時間
第三種局甲		一日四時間
義務船舶局であつて、琉球船舶規則の規定により無線電話を備へつたもの		一日四時間

間(運用しなければならない時間をいう。以下同じ。)中運用しなければならない。但し、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の運用義務時間の時間制は、規則で定める。

3 海岸局は、常時運用しなければならない。但し、規則で定める海岸局については、この限りでない。

(沈黙時間)

第六十五条 海岸局及び船舶局は、中央標準時による毎時の十五分過ぎから十八分過ぎまで及び四十五分過ぎから四十八分過ぎまで(「第一沈黙時間」という。以下同じ。)は、四百八十五キロサイクルから五百十五キロサイクルまでの周波数の電波を放射してはならない。但し、遭難通信若しくは緊急通信を行う場合又は第一沈黙時間の最後の二十秒間に安

全信号を送信する場合はこの限りでない。

2 海岸局及び船舶局は、毎時六分をえない範囲内で規則で定める時間(「第二沈黙時間」という。以下同じ。)は、前項の周波数以外の電波であつて規則で定めるものを放射してはならない。

3 第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

(聴守義務)

第六十六条 五百キロサイクルの周波数の指定を受けている第一種局、第二種局甲及び国際航海に従事する旅客船の第二種局乙は、五百キロサイクルの周波数で常時聴守しなければならない。

ならない。

2 五百キロサイクルの周波数の指定を受けている海岸局、第二種局乙(国際航海に従事する旅客船のものを除く。)及び第三種局甲は、その運用義務時間中は、五百キロサイクルの周波数で聴守しなければならない。

3 前二項の無線局は、運用義務時間中の第一沈黙時間を除く外、現に通信を行っている場合は、前二項の規定による聴守をすることを要しない。但し、緊急自動受信機を施設している船舶無線電信局にあつては、この限りでない。

4 前条第二項の規則で定める周波数の指定を受けている海岸局及び船舶局は、その運用義務時間中は、その周波数で聴守しなければならない。但し、規則で定める第二沈黙時間中を除く外、現に通信を行っている場合は、この限りでない。

5 第三種局乙は、二時間をこえない範囲内において規則で定める時間、規則で定める周波数で聴守しなければならない。但し、現に通信を行っている場合は、この限りでない。

(遭難通信)

第六十七条 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、且つ、遭難している船舶を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等救助の

通信に関し最善の措置をとらなければならない。

2 無線局は、無線信号を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。

(緊急通信)

第六十八条 海岸局及び船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもつて、緊急通信を取り扱わなければならない。

2 海岸局及び船舶局は、緊急信号を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、少くとも三分間継続してその緊急通信を受信しなければならない。

(安全通信)

第六十九条 海岸局及び船舶局は、すみやかに、且つ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。

2 海岸局及び船舶局は、安全信号を受信したときは、その通信が自局に關係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

(船舶局の機器の調整のための通信)

第七十条 海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のため通信を求められたときは、支障のない限り、これに応じなければならない。

(通信圈入出の通信)

第七十一条 船舶無線電信局は、海岸局の通信圈に入つたとき、又はその

通信圏を去ろうとするときは、その旨をその海岸局に通知しなければならない。但し、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の海岸局の通信圏は規則で定める。

第三節 放送局の運用

(放送番組編集の自由)

第七十二条 放送番組(放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。以下同じ。)は、立法で定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(放送番組の編集)

第七十三条 放送局は、放送番組の編集に当つては、左の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

(広告放送の告知)

第七十四条 放送局は、対価を得て広告放送をするときは、広告放送であることを放送によつて告知しなければならない。

(広告放送の時間の制限)

第七十五条 広告放送は、規則で定める時間の範囲内で行わなければならない。

(候補者放送)

第七十六条 放送局は、その設備により公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしなうにかかわらず同等の条件で放送をさせなければならない。

(訂正放送等)

第七十七条 放送局が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から二週間以内に請求があつたときは、放送局は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で訂正又は取消の放送をしなければならない。

2 放送局がその放送について真実でない事項を発見したときも前項と同様とする。

3 前二項の規定は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

(再放送)

第七十八条 放送局は、同意を得なければ、他の放送局の放送を受信してその再放送をしてはならない。

第六章 監 督

(周波数等の変更)

第七十九条 行政主席は、電波の規整その他公益上必要があるときは、当該無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、無線局の周波数又は空中線電力の指定を変更することができる。

2 政府は、前項の規定による無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更によつて生じた損失を当該免許人に対して補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

4 第二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴をもつて、その増額を請求することができる。

5 前項の訴においては、政府を被告とする。

(電波の発射の停止)

第八十条 行政主席は、無線局の発射する電波の質が第二十八条の規則で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

2 前項の命令を受けた無線局は、その発射する電波の質を第二十八条の規則で定めるものに適合するように改正したときは、その旨を行政主席に申し出なければならない。

3 行政主席は、前項の無線局の発射

する電波の質が第二十八条の規則で定めるものに適合しているときは、直ちに第一項の停止を解除しなければならない。

(検査)

第八十一条 行政主席は、毎年一回、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十一条の時計及び書類を検査させる。但し、その年に免許を受けた無線局及び外国地間を航行中の船舶の無線局については、この限りでない。

2 行政主席は、前条第一項の電波の発射の停止を命じたとき、同条第二項の申出があつたとき、無線局のある船舶が外国へ出港しようとするとき、その他この立法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十一条の時計及び書類を検査させることができる。

3 前二項の規定により無線局に立ち入り、検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(非常の場合の無線通信)

第八十二条 行政主席は、地震、台

風、洪水、津波、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

2 行政主席が前項の規定により無線局に通信を行わせたときは、政府は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

(無線局の免許の取消等)

第八十三条 行政主席は、免許人が第五條第一項及び第二項の規定により免許を受けることができない者となつたときは、その免許を取り消さなければならない。

第八十四条 行政主席は、免許人がこの立法若しくはこの立法に基く規則又はこれらに基く処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許可時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2 行政主席は、免許人が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。

二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十八条の許可を受け、又は第二十条の規定による指定の

変更を行わせたとき。

三 前項の規定による命令又は制限に従わないとき。

四 免許人が第五條第三項第一号に該当するに至つたとき。

3 行政主席は、前項の規定により免許の取消をしたときは、当該免許人であつた者が受けている他の無線局の免許を取り消すことができる。

第八十五条 行政主席は、前二条の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書を免許人に送付しなければならない。

(空中線の撤去)

第八十六条 無線局の免許がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、遅滞なく空中線を撤去しなければならない。

(無線従事者の免許の取消等)

第八十七条 行政主席は、無線従事者が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消し、又は三箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

一 この立法若しくはこの立法に基く規則又はこれらに基く処分に違反したとき。

二 不正な手段により免許又は免許の更新を受けたとき。

2 第八十五条の規定は、前項の規定による取消又は停止に準用する。

(報 告)

第八十八条 無線局の免許人は、左に掲げる場合は、規則で定める手続により、行政主席に報告しなければならない。

一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき。

二 この立法又はこの立法に基く規則の規定に違反して運用した無線局を認めるとき。

三 第二十六条の規定により公示された無線局の無線設備以外の無線設備から電波が放射されたことを認めたとき。

四 無線局が外国において、あらかじめ行政主席が告示した以外の運用の制限をされたとき。

第八十九条 行政主席は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保する必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

第九十条 行政主席は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的且つ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 行政主席は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について前項の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所へ派遣し、その設備を検査させることができる。

3 第八十一条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第七章 異議の申立及び訴訟
(異議の申立)

第九十一条 この立法又はこの立法に基く規則の規定に基く行政主席の処分不服のある者は、行政主席に対して異議の申立をすることができ

2 異議の申立は、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を行政主席に提出して、行わなければならない。但し、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

(申立の却下)

第九十二条 行政主席は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちに申立を却下する。

2 前項の規定による申立の却下は、理由を記載した文書で行い、その正本を申立人に送付しなければならない。

(聴聞の開始)

第九十三条 第九十一条の規定による異議の申立があつたときは、行政主席は、前条の規定により申立を却下する場合を除き、異議の申立を受理した日から三十日以内に聴聞を開始しなければならない。

第九十四条 聴聞は、行政主席が事案を指定して指名する審理官が主宰する。但し、事案が特に重要である場

合において行政主席が聴聞を主宰すべき委員を指名したときは、この限りでない。

第九十五条 聴聞の開始は、異議の申立をした者その他の利害関係者に対し、審理官(前条但書の場合はその委員。以下同じ。)の名をもつて、

2 前項の聴聞開始通知書を発送したときは、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

(参 加)

第九十六条 前条に定める者の外、聴聞に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、審理官に利害関係者として参加する旨を申し出なければならない。

(代理人)

第九十七条 利害関係者は、弁護士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。

(調 査)

第九十八条 審理官は、聴聞に際し必要があるとき、利害関係者を審問し、又は参考人に出頭を求めて審問し、且つ、これらの者に報告をさせることができる。

(主張と立証)

第九十九条 利害関係者又はその代理人は、聴聞に際し、自己の主張を述べ、証拠を申し出で、又は利害関係者若しくは参考人を審問することができる。

(調書及び意見書)

第一百条 審理官は、聴聞に際しては、調書を作成しなければならない。

2 審理官は、前項の調書に基き意見を作成し、同項の調書とともに、行政主席に提出しなければならない。

3 行政主席は、第一項の調書及び前項の意見書の謄本を公衆の閲覧に供しなければならない。

(決 定)

第一百一条 行政主席は、前条の調書及び意見書に基き、異議の申立についての決定を行う。

2 前項の決定は、文書により行い、その正本を第九十五条及び第九十六条の利害関係者に送付しなければならない。

3 前項の文書には、聴聞を経て行政主席が認定した事実及び理由を示さなければならない。

(参考人の旅費等)

第一百二条 第九十八条の規定により出頭を求められた参考人は、規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を受ける。

(規則委任事項)

第一百三条 この章に定めるものの外、聴聞に関する手続は、規則で定める。

(訴の提起)

第一百四条 第九十一条第一項の規定により異議の申立をすることができる事項に関する訴は、第九十二条第一項の規定による却下の処分又は第一百一条第一項の規定による決定に対してのみ提起することができる。

(裁判の管轄)

第一百五条 前条の訴は、巡回裁判所に提起するものとする。

(記録の送付)

第一百六条 第一百四条の訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく行政主席に対し当該事件の記録の送付を求めなければならない。

(事実認定の拘束力)

第一百七条 第一百五条の訴については、行政主席が適法に認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断するものとする。

第八章 雑 則

(高周波利用設備)

第一百八条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、行政主席の許可を受けなければならない。

一 電線路に十キロサイクル以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備(ケーブル搬送設備及び平衡二線式搬送設備を除く。)

二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロサイクル以上の高周波電流を利用するもののうち、規則で定めるもの

2 前項の許可の申請があつたときは、行政主席は、当該申請が次項において準用する第二十八条、第三十条又は第三十九条の技術基準に適合し、且つ、当該申請に係る周波数の使用が他の通信に妨害を与えないと認めるときは、これを許可しなければならない。

3 第十四条第一項及び第三項(免許状)、第十八条(変更等の許可)、第二十二條(免許状の訂正)、第二十三條、第二十四條(禁止及び休止)、第二十五条(免許状の返納)、第二十八条(電波の質)、第三十条(安全施設)、第三十九条(技術基準)、第八十条(電波の発射の停止)、第八十一条第二項から第四項まで(検査)、第八十三條、第八十四条(無線局の免許の取消等)、第八十八條(報告)の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

(無線設備の機能の保護)

第一百九条 第九十条第一項の規定は、無線設備以外の設備(前条の設備を除く。)が副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的且つ重大な障害を与えるときに準用する。

(手数料の徴収)

第一百十條 左の表の上欄に掲げる者

は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で規則で定める手数料を規則で定める期日に納めなければならない。但し、政府によつて開設される無線局の免許の申請及び検査については、この限りでない。

納めなければならない者	金額
一 第六条の規定による免許の申請をする者	三百円
二 第十条の規定による落成後の検査を受ける者	
(イ) 船舶局	
空中線電力五十ワット以下のもの	三百円
空中線電力二百ワット以下のもの	五百円
空中線電力一キロワット以下のもの	千円
空中線電力一キロワットをこえるもの	千五百円
(ロ) 放送局	
空中線電力五十ワット以下のもの	千円
空中線電力二百ワット以下のもの	二千円
空中線電力五百ワット以下のもの	千三百円
空中線電力一キロワット以下のもの	千七百円
空中線電力一キロワットをこえるもの	千三百円
(ハ) 船舶局	
空中線電力五十ワット以下のもの	二百円
空中線電力二百ワット以下のもの	四百円
空中線電力一キロワット以下のもの	八百円
空中線電力一キロワットをこえるもの	千円
(ニ) 放送局	
空中線電力五十ワット以下のもの	八百円

(イ) 空中線電力五十ワットをこえるもの
その他の無線局

空中線電力五十ワット以下のもの	千七百円
空中線電力二百ワット以下のもの	三百円
空中線電力一キロワット以下のもの	五百円
空中線電力一キロワットをこえるもの	千円
四 第四十二条の規定による無線従事者資格試験を受ける者	千五百円
五 第四十六条第一項の規定による免許の更新を申請する者	二百円
六 免許状又は免許証の再交付を申請する者	五十円

(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第百十三条 この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第百十一条 第二章及び第四章の規定は、船舶又は航空機に開設した外国の無線局には適用しない。

第九章 罰 則

2 前項の無線局は、左に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。

一 第五十三条各号の通信

二 公衆通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信

三 航空機の航行の安全に関する通信(公衆通信を除く。)

(政府に対する適用)

第百十二条 この立法の規定は、第七章及び第九章の規定を除き、政府に適用があるものとする。この場合において「免許」又は「許可」とあるのは、第四章を除き、「承認」と読み替えるものとする。

(施行規定)

第百十四条 無線通信の業務に従事する者が第六十七条第一項の規定による罰金に処せられたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 遭難通信の取扱を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第百十五条 自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備又は第八十八条第一項第一号の通信設備によつて虚偽の通信を發した者は、三年以下の懲役又は七万円以下の罰金に処し、若しくはこれを併科する。

2 船舶遭難の事実がないのに、無線設備によつて遭難通信を發した者は、三月以上十年以下の懲役に処す。

る。

第百十六條 無線設備又は第百八條第一項第一号の通信設備によつて琉球政府章典又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信を発した者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

第百十七條 無線設備又は第百八條第一項第一号の通信設備によつてわいせつな通信を発した者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処し、若しくはこれを併科する。

第百十八條 公衆通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持若しくは気象業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処し、若しくはこれを併科する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第百十九條 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処し、若しくはこれを併科する。

2 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処し、若しくはこれを併科する。

第百二十條 左の各号の一に該当する

者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処し、若しくはこれを併科する。

一 第四條第一項の規定による免許がないのに、無線局を運用した者

二 第百八條第一項の規定による許可がないのに、同条同項の設備を運用した者

三 第五十三條、第五十四條又は第五十六條の規定に違反して無線局を運用した者

四 第十九條の規定に違反して無線設備を運用した者

五 第八十條第一項又は第八十四條第一項(以上の各規定を第百八條第三項において準用する場合を含む。)(の規定によつて電波の発射又は運用を停止された無線局又は第百八條第一項の設備を運用した者

六 第八十二條第一項の規定による処分に違反した者

第百二十一條 第八十一條第一項若しくは第二項(第百八條第三項において準用する場合を含む。)(又は第九十條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処し、若しくはこれを併科する。

第百二十二條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六十三條第一項の規定に違反

した者

二 第八十四條第一項(第百八條第三項において準用する場合を含む。)(の規定による運用の制限に違反した者

第百二十三條 第七十七條第一項の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、私事に係るときは、告訴をまつて論ずる。

第百二十四條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四十條の規定に違反した者

二 第六十五條第一項の規定に違反した者

三 第八十六條の規定に違反した者

四 第八十七條第一項の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行つた者

五 第九十條第一項(第百九條において準用する場合を含む。)(の規定による命令に違反した者

第百二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がその法人又は人の業務に對し、第百二十條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

第百二十六條 第九十八條の規定による審理官の処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは

虚偽の報告をした者は、千円以下の過料に処する。

第百二十七條 左の各号の一に該当する者は、千円以下の過料に処する。

一 第二十一條第四項の規定に違反して、届出をしない者

二 第二十三條(第百八條第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して届出をしない者

三 第二十五條(第百八條第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、免許状を返納しない者

附 則

(施行期日)

1 この立法は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(無線電信法の廃止)

2 無線電信法(大正四年法律第二十号。以下「旧法」という。)(は、廃止する。

3 旧法第六條、第十五條、第十九條、第二十一條、第二十三條、第二十四條第一項、第二十五條、第二十六條及び第二十八條の規定は、公衆通信業務に関する立法が制定施行されるまでは、この立法施行後も、なお、その効力を有する。

(旧法の罰則の適用)

4 この立法の施行前にした行為に對する罰則の適用については、旧法は、この立法施行後も、なお、その効力を有する。

(無線従事者に関する経過規程)

5 この立法施行の際、現に無線通信士資格検定規則(昭和六年逓信省令第8号)の規定によつて第一級、第二級、第三級又は電話級の無線通信士の資格を有する者は、この立法施行の日に、それぞれこの立法の規定による第一級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士又は電話級無線通信士の免許を受けたものとみなす。

6 この立法施行の際、現に電気通信技術者資格検定規則(昭和十五年逓信省令第13号)の規定によつて第一級、第二級又は第三級(無線)の電気通信技術者の資格を有する者は、この立法施行の日にそれぞれこの立法の規定による第一級無線技術士又は第二級無線技術士の免許を受けたものとみなす。

7 前二項の規定により免許を受けたものとみなされた者は、この立法施行の日から一年以内に、この立法の規定による無線従事者免許証の交付を申請しなければ、不可抗力による場合を除く外、同期間の満了によつて、その免許は、効力を失う。

8 第五項及び第六項に規定する者の外、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)に基づき日本政府により附与された第一級、第二級、第三級又は電話級の無線通信士の免許を有する者又は第一級、第二級の無線技術士の免許を有する者若しくは特殊無

線技士の免許を有する者は、申請により、それぞれこの立法の規定による同一資格の無線従事者の免許を附与されるものとする。

9 この立法施行の際、現に無線設備の操作に従事している者は、この立法施行後一年間は、第四十条の規定にかかわらず、無線従事者の資格がなくても、無線設備の操作に従事することが出来る。

10 (この立法の施行前になした処分等)
第五項又は第六項に規定するものの外、旧法又はこれに基づく規則の規定に基く処分、手続その他の行為は、この立法中これに相当する規定があるときは、この立法によつてしたものとみなす。この場合において、無線局(琉球船舶規則に規定する船舶の船舶無線電信局を除く。)の免許の有効期間は第十三条第一項の規定にかかわらず、この立法施行の日から起算して一年以上三年以内において無線局の種類ごとに規則で定める期間とする。

11 (既設の高周波利用設備の許可の申請)
この立法の施行の際、現に第八十八条第一項第二号の設備を設置している者は、この立法施行の日から一年以内に当該設備につき同条同項の許可を受けなければならない。

立法院の議決した自動車税法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布

する。

一九五五年十一月二十五日

行政主席 比嘉 秀平

○立法第八十一号

自動車税法の一部を改正する立法

自動車税法(一九五二年立法第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項第一号において「営業用」と

は、法人又は個人が所有し、又は使用する自動車で事業の用に供する自動車をいい、「自家用」とは、個人が所有する自動車で事業の用に供しない自動車をいう。

第五条第一項中「翌年三月一日から同月末日限り」を「翌年一月一日から同月末日限り」に改める。

附 則

この立法は、公布の日から施行し、一九五六年度分以後の自動車税から適用する。

立法院の議決した煙草消費税法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。

一九五五年十一月二十五日

行政主席 比嘉 秀平

○立法第八十二号

煙草消費税法の一部を改正する立法

立法

煙草消費税法(一九五二年立法第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第五号を削る。

第十五条を次のように改める。

(必要な行為の継続等)

第十五条 煙草の製造者がその免許を取り消された場合において、当該製造場に半製品又は煙草が現存するときは、政府は、当該免許を取り消された者の申請により、期間を指定し、当該煙草の製造又は販売を継続させることができる。

2 煙草の輸入者がその免許を取り消された場合において、当該免許を取り消された者が煙草を所有しているときは、政府は、その者の申請により、期間を指定し、当該煙草の販売を継続させることができる。

3 第一項の場合においては、当該煙草の処分又はその製造場からの移出が完了し、及びその煙草消費税が完納されるまでの間、第二項の場合においては、当該煙草の販売が完了するまでの間は、これらの項に規定する者を、それぞれ、製造者又は輸入者とみなして、この立法を適用する。

第十七条を次のように改める。

(税率)

第十七条 煙草消費税は、左の税率により、従量税及び従価税を課する。但し、琉球産葉煙草を原料の全量の百分の五十をこえて用いたものには、従価税を課さない。

一 紙巻煙草
従量税率

一本の長さ三、二五インチ以内のもの十本につき一円(一本の長さ三、二五インチをこえるときは、そのこえる二、七五インチ又はその端数ごとに一本として数える。)

従価税率

イ 製造煙草

(1) 琉球産葉煙草を原料の全量の百分の二十をこえ百分の五十以下用いたもの
移出価格の百分の十五

(2) 琉球産葉煙草を原料の全量の百分の五をこえ百分の二十以下と輸入された葉煙草を混用したもの
移出価格の百分の二十五

(3) 輸入された葉煙草を原料の全量用いたもの(琉球産葉煙草を原料の全量の百分の五以下と混用したものを含む。)

(4) その他のもの
移出価格の百分の五十五
引取価格の百分の百

口 輸入煙草

二 刻煙草
従価税率

イ 製造煙草
重さ三十瓦につき一円
口 輸入煙草
重さ三十瓦につき二円

従価税率

イ 製造煙草

(1) 琉球産葉煙草を原料の全量の百分の二十をこえ百分の五十以下用いたもの
移出価格の百分の十五
(2) 輸入された葉煙草を原料としたもの
移出価格の百分の二十五
引取価格の百分の九十五

口 輸入煙草

三 葉巻煙草

従価税率

一本につき二円

従価税率

イ 製造煙草

(1) 琉球産葉煙草を原料の全量の百分の二十をこえ百分の五十以下用いたもの
移出価格の百分の二十
(2) 輸入された葉煙草を原料としたもの
移出価格の百分の三十五
引取価格の百分の百

口 輸入煙草

第十八条中「価格」の下に「及び数量」を加える。
第十八条の二を次のように改める。
(非課税)
第十八条の二 琉球産葉煙草のみを原料として製造した煙草には、煙草消費税を課さない。
第二十条を次のように改める。
(みなす引取)

第二十條 煙草が保税地域内で消費さ

れるときは、これを保税地域からの引取とみなす。

2 前項の場合においては、当該煙草の貨主を引取人とみなす。
第二十三條の二の次に次の一条を加える。
(特殊用途免税)

(特殊用途免税)

第二十三條の三 政府の承認を受けて製造場から移出し、又は保税地域から引き取る煙草で左の各号の一に該当するものについては、規則の定めるところにより、消費税を免除する。
一 慈善又は救済のため寄贈するもの
二 琉球に入域する者がその入域の際、携帯するもの
2 第二十三條第三項の規定は、前項第一号の煙草で政府の指定した期間内にその用途に供せられたことの証明がないものについて、これを準用する。

第二十五條中「及び」を「、」に改め、「第二十三條の二第一項」の下に「及び第二十三條の三第一項第一号」を加える。
第二十八條及び第二十九條を次のように改める。

附 則

この規則は、一九五五年十二月一日から施行する。

第二十八條及び第二十九條 削除
第三十六條第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「及び第三号」を削り、同条第三項中「第二号」を「第二号」に改める。

附 則
この立法は、公布の日から施行する。

警察局規則

警察局規則第四号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
一九五五年十一月二十五日
警察局長 仲村 兼信
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する規則(一九五四年警察局規則甲第一号)の一部を次のように改正する。

別表中、胡差地区警察署の管轄区域中「嘉手納村及び読谷村」を削る。
別表中、胡差地区警察署の次に、次の一欄を新たに設ける。

嘉手納	嘉手納地区	嘉手納
警察地区	警察署	納村

附 則
この規則は、一九五五年十二月一日から施行する。

告示

○告示第二百号

郵便法(一九五三年立法第七十四号)第三十一条の規定に基づき、野国総管甘諸佐米三百五十年記念のため、一九五五年十一月二十六日から次の様式の四円郵便切手を発行する。

一九五五年十一月二十五日

行政主席 比嘉 秀平

様式



意匠 野国総管宮に甘諸を配する。

印刷 色一暗い青色
印刷寸法 縦二七耗、横二二、五耗

○告示第二百一号

海運補助規則(一九五五年規則第九十三号)第五条の規定に基づき、航路補助金算定規程を次のとおり定め、一九五五年七月一日から適用する。

一九五五年十一月二十五日

行政主席 比嘉 秀平

航路補助金算定規程

難島航路事業者に交付する航路補助

金の算定は次の七項目の条件に基づく総得点により予算額を按分して配分する

ものとする。

一 使用船舶

(1) 電 数

総電数	三〇〇電以上	二〇〇点
"	二〇〇電以上	一五〇点
"	一〇〇電以上	一〇〇点
"	五〇電以上	七〇点
"	五〇電未満	三〇点

鋼 船 の 場 合

右の分類による点数の外更に鋼船、木船の区別及び船令の区別に
よつて左記のとおり点数を増す

五年以下	五〇点増	十年以下	四〇点増
十五年以下	二〇点増	二十年以下	一〇点増
二十一年以上	零		

木 船 の 場 合

二年以下	五〇点増	六年以下	四〇点増
九年以下	二〇点増	十二年以下	一〇点増
十三年以上	零		

(2) 速 力

航海速力	一〇ノット以上	一〇〇点
"	八ノット以上	七〇点
"	六ノット以上	四〇点
"	六ノット未満	二〇点

(3) 船内施設(安全衛生サービス等を対象とする施設)

良い	一〇〇点	二 航行距離(指令航海回数だけ航行するに要する総運数)	二を乗じ木船は〇、八を乗じた積をもつて総得点とする。
やゝ良い	七〇点	二 航行距離(指令航海回数だけ航行するに要する総運数)	二〇、〇〇〇運以上 二〇〇点
普通	三〇点	二 航行距離(指令航海回数だけ航行するに要する総運数)	一五、〇〇〇運以上 一五〇点
非常にわるい	三〇点減	二 航行距離(指令航海回数だけ航行するに要する総運数)	一〇、〇〇〇運以上 一〇〇点
(4) 調 整		二 航行距離(指令航海回数だけ航行するに要する総運数)	一〇、〇〇〇運未満 五〇点

右の各号の総和に鋼船は一、

正当な理由なく運航計画による航路を航行しないで航海運数を減じた場合は減じた運数に応じて減点する。

三 実航海比率(指令航海回数に対する過去半年間の実航海回数比率の数をもちて得点とする。)

実際の航海回数が指令した航海回数に満たない場合回数割をもつて右得点より、減点し超過した場合は加算する。

四 需給比率

実航海収容定員数に対する過去半年間の利用旅客数の比率

八割以上	一〇〇点
六割以上	七〇点
四割以上	五〇点
四割未満	三〇点

五 欠損比率

過去半年間の収益に対する欠損の比率(但し、収益からは航路補助金、費用からは減価償却費を除くものとする。)

八割以上	一〇〇点
六割以上	七〇点
四割以上	五〇点
四割未満	三〇点

六 郵便物航送得点

一〇〇点

七 総合調整

前六項の得点の和に航路の重要度による左記係数を乗じたものを総得点とする。

(4) 航路条件

1 危険度 大 一〇〇点

○告示第二四二号

民有林野造林補助金交付規程（一九五二年告示第七十一号）の一部を次のとおり改正する。

一九五五年十一月二十五日

行政主席 比嘉 秀平

第一条を次のとおり改める。

第一条 政府は、森林法（一九五三年立法第四十六号）第百条の規定に基づいて、民有林野の造林事業を奨励するため、この規程の定めるところにより毎年度予算の範囲内において、造林に要する経費を市町村に補助する。

第二条第二号を次のとおり改める。

二 保安林並びに政府の適当と認め

中 七〇点
小 五〇点

(四) 地理及び経済的条件

1 利用度大にして国土開発計画に必要と認められる航路 一〇〇点

2 利用大にして地方産業開発に必要と認められる航路 七〇点

3 その他の航路 五〇点
前二号の得点により左のとおり重要度及び係数を定める。

A (二〇〇点) 一〇

B (一七〇点) 七

C (一五〇点) 一四〇点 五

D (一二〇点) 三

E (一〇〇点) 一

た農地防風林及び展示林

第二条の二の但書を次のとおり改める。

但し、特殊な樹種又は竹林にして極めて小面積の限られた立地条件にある造林、その他行政主席が適当と認めたものは、この限りでない。

第三条第一号乃至第三号を次のとおり改める。

一 経済林を造林する場合は、その経費の四分の三以内

二 保安林又は、農地防風林及び展示林を造成する場合はその経費の十分の十以内

三 削 除

第六条の但書を削る。

第七条を次のとおり改める。

第七条 行政主席は、前条の申請書中適当と認めたものにつき補助金の額を決定して、補助金交付の指令を発する。

第八条を次のとおり改める。

第八条 前条の指令を受けた後第六条の申請書の記載事項を変更しようとする者は、その理由を附して二月末日までに行政主席の承認を受けなければならぬ。

第九条を次のとおり改める。

第九条 第七条の指令を受けた事業は、四月末日までに完了し、すみやかに別記様式第二号の実行報告書を、行政主席に提出しなければならない。

2 前項の報告が五月末日までに提出

されない場合は、不実行とみなし、既に交付した指令を取り消すことができる。

第十条を次のとおり改める。

第十条 行政主席は、前条の報告に基づき補助金の額を確定して交付する。

第十六条を次のとおり改める。

第十六条 この規程に基づいて行政主席に提出するすべての書類は、地方庁所轄地域にあつては当該地方庁その他の地域にあつては当該営林所を経由しなければならない。

様式第一号添付書類中

第一表人口造林事業計画書様式を次のとおり改め、第一表B種苗需給計画を加える。

姓名與職名

[illegible]

様式第二号添付書類中、第五表造林成績採点表

附 則

この規程は、一九五五年七月一日から適用する。

○告示第二百三号

樹苗養成補助金交付規程(一九五三年告示第百三十三号)の一部を次のとおり改正する。

一九五五年十一月二十五日

行政主席 比嘉 秀平

第一条を次のとおり改める。

第一条 森林法(一九五三年立法第四十六号)第百条の規定に基づき、民有林野の造林を促進するため、市町村の経営に係る樹苗の養成に対し、この規程の定めるところにより、毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。

第五条を次のとおり改める。

第五条 市町村は、指定苗圃の経営を、団体または私人に委託することができる。

第六条・第八条中の「その他の団体」を削る。

第九条中の「経済局長」を「行政主席」に改める。

第十四条を次のとおり改める。

第十四条 削除

第十五条第一項を次のとおり改める。

第十五条 行政主席は、第十三条の申請書の内容を検討し、補助金の額を確定して交付する。

第十六条中の「経済局長」を「行政

主席」に改め、「市町村」の下に「その他の団体」を削る。

第十七条第三号の次に次の一号を加える。

四、第九条の経営計画書を期限までに提出しないとき。

第十八条中の又は「経済局長」を削る。

様式第三号に次の添付書類を加える。

樹 苗 生 産 成 績 審 査 表

(第三号添付)

審査員 職 氏名

印

申請者 住所氏名	苗畑の位置	類	種	細別	樹種	面積	本数	審 査 成 績						摘 要 (基準点)
								均整	生育状態	根部	形態	病虫害	計	

附 則

この規程は、一九五五年七月一日から適用する。

○告示第二百四号

結核予防事業に対する補助金交付規程を次のように定める。

一九五五年十一月二十五日

行政主席 比嘉 秀平

結核予防事業に対する補助金交付規程

第一条 結核予防の事業を目的とする団体の事業に要する経費に対し、この規程により毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。

第二条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金申請書(様式第一号)に事業計画書(様式第二号)及び収支予算書(様式第三号)を添えて、行政主席に提出しなければならない。

第三条 行政主席は、前条の規定により提出された書類を審査し、その補助の可否を決定し、これを当該補助申請者に通知するものとする。

第四条 補助金交付認可の通知を受けた団体が、第二条に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合は、あらかじめ行政主席に届け出なければならない。

2. 行政主席は、前項の規定による届出があつた場合において必要と認めるときは、届出事項について変更を指示することができる。

第五条 行政主席は、補助金を交付した団体に対し、当該事業又は補助金の使途に関し、必要な指示をすることができる。

2 補助金は交付の対象となつた経費以外に使用してはならない。

第六条 補助金の交付を受けた団体は、当該事業年度の収支決算書(様式第四号)を翌年度八月末日までに、行政主席に提出しなければならない。

第七条 行政主席は、左の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部を交付せず又はその返還を命ずることができる。

- 一 当該団体がこの規程に基づく指示に従わないとき。
- 二 当該団体の成績が良好でないとき。
- 三 収支決算額が収支予算額に比し、著しく減少したとき。
- 四 その他不正の行為があると認めるとき。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第一号

結核予防事業に対する補助金申請書

別紙事業計画書により当会において結核予防事業を実施したいので、相当額の補助金を交付下さるよう結核予防事業に対する補助金交付規程により関係書類を添えて、申請します。

年 月 日

団体の所在
団体名

様式第二号

事業計画書

- 一 名 称
- 二 事業目的
- 三 事業計画の内容
- 四 役員氏名
- 五 将来の計画
- 六 その他参考となるべき事項

様式第三号

年度何々才入才出予算

科 目	(入)		(出)		明 説
	本年度予算額	前年度予算額	本年度予算額	前年度予算額	

(才 出)

科 目	(入)		(出)		明 説
	本年度予算額	前年度予算額	本年度予算額	前年度予算額	

様式第四号

年度収支決算報告書

年 月 日 付指令第 号で、補助金交付になりました結核予防

事業に対する補助金の使途別収支決算書及び事業成績のとおりでありますか

琉球政府行政主席 殿

印

(才入) 年度何々才入才出決算								附 記
科 目	当初予 算 額	追加更 正予算 額	予算現 額	収入済 額	不納欠 損 額	収入未 済 額	予算現額 との比較 増 減	

別表

琉球政府行政主席 殿

ら報告します。

年

月

日

団体の所在
団体名
代表者氏名

(才出)										附 記
科 目	予 算 額			流用額 増 減	予算 減額	支 出 額	翌年度 繰越額	年繰 額	不 用 額	
	当初予 算 額	追加更 正予算 額	計							

欄

別紙二

- 年度結核予防事業成績報告書
- 一 本年度において実施した結核予防事業の種類及び内容
 - 二 この事業により結核患者及び家族又は社会に及ぼした影響
 - 三 その他参考となるべき事項



四 形 式
次のとおりとする。

三 使用方式
料金を完納した書状並びに通
常葉書及び往復葉書の引受に使
用する。但し、その希望で郵便
局の窓口で差し出したものに限
る。なお、官製郵便葉書(旧料
金のものは現行料金との差額相
当額以上の郵便切手をはつたも
のに限る。)及び記念の目的で
はつた二枚以上の郵便切手に対
し、消印のもとに貼ずる。

二 使用期日
一九五五年十一月二十六日

一 使用局
那覇中央郵便局

行政主席 比嘉 秀平

一九五五年十一月二十五日

○告示第二百五号
郵便規則(一九五三年規則第二百
四号)第三条の規定に基づき、野国総管
甘藷伝来三百五十年を記念して次のよ
うに特殊通信日附印を使用する。
一九五五年十一月二十五日

○告示第二百六号

一九五五年臨時国勢調査交付規程
を次のとおり定める。

一九五五年十一月二十五日
行政主席 比嘉 秀平

一九五五年臨時国勢調査交付
規程

第一条 統計法(一九五四年立法第四
十三号)第五条第三項の規定に基
き、一九五五年臨時国勢調査(以下
「臨時国勢調査」という。)を行うため、同法第
十六條の規定に基づき、事務の一部を
委任された市町村長が、その委任さ
れた事務を行うために要する経費に
対し調査費を交付する。

第二条 臨時国勢調査は、市町村長が
臨時国勢調査施行心得(一九五五年
訓令第二十六号)第一章第一節第一
条に規定する職務を行うための経費
以外の経費に使用してはならない。

第三条 行政主席は、市町村長に対
し、前条の調査費の使用に関し必
要な指示をすることがある。

第四条 市町村長は、一九五六年一月
三十一日までに収支決算書(別記様
式)を行政主席に提出しなければな
らない。

第五条 行政主席は、市町村長がこの
規程又はこの規程に基づく指示に従わ
ないときは、調査費の一部を交付せ
ず又はその返還を命ずることができ
る。

附 則

この規程は、一九五五年十一月一日
から適用する。

(様式)

臨時国勢調査収支決算書

交付金額 摘要

二 支出

記

市町村名	目的	注射予 定実数	使用液量	期 日
大里村	豚コレラ、丹毒 まん延予防	二、五〇〇頭	コ二五、〇〇〇cc	自十二月二〇日 至十二月二三日
兼城村	"	一、六〇〇頭	コ九、六〇〇cc	自十二月二〇日 至十二月二三日
荒谷村	"	三、三〇〇頭	コ二九、〇〇〇cc	自十二月二〇日 至十二月二三日
中城村	"	二、一〇〇頭	コ二二、六〇〇cc	自十二月二〇日 至十二月二三日
計	"	九、五〇〇頭	コ五八、二〇〇cc	自十二月二〇日 至十二月二三日

公 告

土地改良法第十条第一項の規定によ
り、左記のとおり土地改良組合の設立
を認可したから、同条第三項により公
告する。

支出金額 摘要

公 示

家畜伝染病予防法第六條により豚コ
レラ丹毒予防注射を左のとおり実施す
る。

一九五五年十一月二十五日

行政主席 比嘉 秀平

登記公告

◎合資会社変更登記公告

一、組合名 本部土地改良組合
一九五五年十一月二十五日
行政主席 比嘉 秀平

一、商号 合資会社具志川運輸
一、本店 具志川村上平良川區六班
登記の事由
壹九五五年十一月五日總社員の
同意に因り商号を左の通り変更す
商号 中央トランク合資会社

○合資会社変更登記公告

一、商号 中央トランク合資会社
一、本店 具志川村上平良川區六班
登記の事由
壹九五五年十一月五日總社員の
同意に因り本店を左の地に移転し
た、

本店 具志川村安慶名區宮班
右壹九五五年十一月十七日登記
前原登記所

○合資会社解散
一、商号 合資会社大洋商事
一、本店 糸満町九百六拾七番地
登記の事由
壹千九百五拾年拾月參拾日總
社員の同意に因り解散す。
壹九五五年壹月拾壹日登記
糸満登記所

正誤表
一九五四年十二月二十四日發行公報
第百五号に登載の漁船損害補償法施行
規則中の誤植を次の正誤表により訂
正。

正誤表

正誤表
一九五四年十二月二十四日發行公報
第百五号に登載の漁船損害補償法施行
規則中の誤植を次の正誤表により訂
正。

頁	段	行	誤	正
四	三	四一五	漁船保險組合(以下「組合」という。)	漁船保險組合
四	三	一十二	漁船損害補償法(以下「法」という。)	漁船損害補償法
四	四	七	第一条	第三十八條
四	四	十二	第一条	第三十八條
四	四	十九	第一条	第三十八條
五	三	六	第七条	第四十四條
五	三	十一	第七条	第四十四條

一九五五年十一月十日發行公報号外第三十九号に登載の人事委員會規則
(初任給昇給異動等の基準)中の誤植を次の正誤表により訂正

頁	段	行	誤	正
一	三	三二	職員を昇給させる 等する額	職員を昇格させる 当する額
二	四	六	1.	1.
六	二	十	1.	1.

發行所

行政主席官房文書課

(中丸印刷所印行)